

群馬県情報公開条例等の一部改正について

施行日：平成 25 年 4 月 1 日

1 群馬県情報公開条例

病院事業に管理者を置かないこととなったことに伴う実施機関の定義の改正

2 群馬県情報公開条例施行規則

(1) 第 8 条（文書等の写しの交付方法）の改正

スキャナを使用した場合の交付媒体として DVD-R を追加

(2) 第 9 条（電磁的記録の開示方法）の改正

(ア) カセットテープやビデオテープの写しの交付方法に関する改正

(イ) プリンタからの出力による交付方法について、カラー出力を追加

(ウ) DVD-R を交付媒体として追加

(エ) 記録媒体への複写ができない場合もあることを明記

(3) 第 11 条（費用負担に係る額）の改正

「プリンタからのカラー出力」及び「DVD-R」に係る費用負担額を設定

| 区 分 | 費用負担額 | |
|-------------|-------|------|
| | 現 行 | 改正後 |
| 白黒出力（プリンタ） | 10円 | 変更なし |
| カラー出力（プリンタ） | — | 50円 |
| CD-R | 200円 | 変更なし |
| DVD-R | — | 220円 |

(4) 公文書開示請求書（別記様式第 1 号）の様式改正

(5) 平成 25 年度組織改正に伴う部名変更の反映

（生活文化部→生活文化スポーツ部）

3 群馬県情報公開条例の解釈及び運用の基準

上記 1、2 の改正に伴う改正等

4 群馬県公文書開示事務取扱要綱

上記 2 の改正に伴う改正